○関東地方整備局告示第六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年一月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月十二日　関東地方整備局長　下保　修

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
日立市金沢町二丁目一九八三番二から同市田尻町字岩井崎二〇九八番三まで	前	BA 一〇・五〇～二三・〇〇	五四・五〇メートル～一七一・六〇メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 一〇・五〇～二三・〇〇	五四・五〇メートル～一七一・六〇メートル	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年一月十二日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号　近畿地方整備局長　21

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　アール・イー・ジャパン株式会社

三(1) 役員の氏名の変更

変更前	宮井　保任
変更後	—

(2) 変更年月日　平成二十三年十一月三十日

四(1) 評価の業務を行う専任の管理者の氏名の変更

変更前	宮井　保任
変更後	福井　和義

(2) 変更年月日　平成二十三年十一月三十日

○近畿地方整備局告示第二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年一月十二日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号　近畿地方整備局長　22

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社オーネックス

三(1) 評価員の氏名の変更

変更前	安部　陽子
変更後	—

(2) 変更年月日　平成二十三年十二月十五日

○四国地方整備局告示第一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年一月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月十二日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
松山市久米窪田町一一六二番三地先から同市久米窪田町一一六三番二まで	前	三九・八〇～三九・八〇メートル	〇〇・〇〇七キロメートル
	後	二六・六一～二六・六一	〇〇・〇〇七

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○九州地方整備局告示第四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年一月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月十二日　九州地方整備局長　中嶋　章雅

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宮崎市高岡町浦之名字赤谷四三六〇番一から同市高岡町浦之名字赤谷四三八八番一まで	前	一二・三〇～三五・七〇メートル	〇〇・二七七キロメートル
	後	一三・二〇～三六・七〇	〇〇・二七七

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

○九州地方整備局告示第五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年一月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月十二日　九州地方整備局長　中嶋　章雅

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	宮崎市高岡町浦之名字赤谷四三六〇番一から同市高岡町浦之名字赤谷四三八八番一まで	九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年一月十二日